

## サーマルカメラを使用する事業者等の皆様へ

令和5年9月13日  
個人情報保護委員会

### サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の 留意点について（注意喚起）

新型コロナウイルス感染症の対策のために急速に普及したサーマルカメラ（赤外線を検知して温度を計測するカメラ）には、顔画像を取得する機能を有するものがあることが確認されている。

特定の個人を識別することができる顔画像は「個人情報」（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項）に該当するため、サーマルカメラにより特定の個人を識別することができる顔画像等の個人情報を取得している場合、当該サーマルカメラを使用する事業者等は、当該サーマルカメラにより個人情報を取り扱っていることになる。また、サーマルカメラにより取得した個人情報に該当する顔画像を含む情報の集合物が、特定の個人に係る画像情報を検索することができるようになっている等、電子計算機を用いて特定の個人情報を検索することができるよう体系的に構成されている場合には、当該顔画像を含む情報の集合物は「個人情報データベース等」（法第16条第1項）に該当する。

サーマルカメラにより取り扱っている顔画像が個人情報に該当する場合、当該サーマルカメラを使用する事業者等には法の規律が適用される。しかしながら、サーマルカメラにより個人情報を取り扱っていても、事業者等においてこのことが十分に認識されず、適用を受ける法の規律が遵守されずに顔画像の取得、サーマルカメラの廃棄等が行われている可能性があることから、下記のとおり、法に基づく留意点を取りまとめた。

サーマルカメラを使用する事業者等においては、当該サーマルカメラの取扱説明書等により、当該サーマルカメラが、特定の個人を識別することができる顔画像を取得する機能を有しているかどうか等を確認の上、下記の留意点を踏まえ、法の規律に従い、個人情報を適正に取り扱っていただきたい。

また、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）等のほか、以下に示すカメラに関するQ&Aも必要に応じて参考にいただきたい。

○カメラに関するQ&A（『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A）より抜粋）

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/camera\\_QA.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/camera_QA.pdf)

## 記

### 1 サーマルカメラにより「個人情報」（法第2条第1項）を取り扱う場合の留意点について

サーマルカメラを使用している「個人情報取扱事業者」（法第16条第2項）は、サーマルカメラにより特定の個人を識別することができる顔画像等の個人情報を取得する等、個人情報を取り扱っている場合、サーマルカメラにより取り扱う個人情報について、以下に特に掲げるものを含め、法の規律を遵守すること。

(1) 個人情報である顔画像等の利用目的をできる限り具体的に特定するとともに（法第17条第1項）、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」（法第21条第4項第4号）に当たらない場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表すること（法第21条第1項）。

例えば、特定した利用目的を、ホームページ等において公表する、サーマルカメラの設置場所に分かりやすく掲示するといった方法が考えられる。

(2) 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないところ（法第20条第1項）、サーマルカメラの設置状況や外観等から、サーマルカメラにより検温が行われているのみならず、自らの個人情報が取得されていることが本人において容易に認識可能といえない場合には、容易に認識可能とするための措置を講じること。

例えば、サーマルカメラが顔画像を取得している旨をサーマルカメラの設置場所に掲示するといった方法が考えられる。また、設置状況等からサーマルカメラにより自らの個人情報が取得されていることが本人において容易に認識可能であったとしても、このような掲示等の措置を講じることにより、より容易に認識可能とすることが望ましい。

### 2 サーマルカメラで取得した顔画像の情報が「個人情報データベース等」（法第16条第1項）を構成する場合の留意点について

個人情報取扱事業者がサーマルカメラにより取得した、特定の個人を識別することができるために個人情報に該当する顔画像が、個人情報データベー

ス等を構成する場合、法における「個人データ」(法第 16 条第 3 項)を対象とする規律が適用されるため、以下に特に掲げるものを含め、法の規律を遵守すること。

(1) 顔画像を含む個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めること(法第 22 条)。

(2) 法第 23 条に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)等に従い、当該個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。

例えば、サーマルカメラにより取得した顔画像等を取り扱う従業者を限定する、管理者及び従業者の取扱いに関する規程等を整備する、従業者に対する研修等を実施する、顔画像が保存されたサーマルカメラ等の盗難又は紛失等を防止するために設置場所等に応じた適切な安全管理を行う、顔画像のデータをネットワーク上で取り扱う場合に適切なアクセス制御等の措置を講じることが考えられる。

(3) 特に、使用したサーマルカメラが不要になり、廃棄したり、中古品として売却したりする場合には、上記(2)の安全管理措置(法第 23 条)の一貫として、当該サーマルカメラに保存された個人データを復元不可能な手段で消去する等、個人データの漏えい等を防止するために必要な措置を行うこと。

例えば、専用のデータ削除ソフトウェアを利用する、顔画像のデータが保存された電磁的記録媒体等を物理的に破壊するといった方法が考えられる。

(4) なお、サーマルカメラにより取得された特定の個人を識別できる顔画像が、個人情報データベース等を構成していない場合には、個人データとして法第 23 条の安全管理措置を講ずる義務が直接適用される対象ではないものの、当該顔画像が漏えい等することがないように、各種安全管理措置を参考として適切に取り扱うことが望ましい。

以上